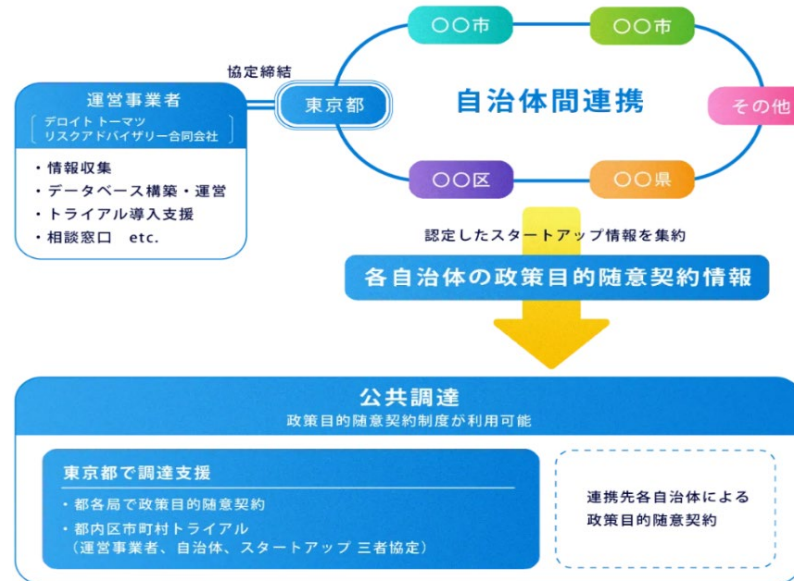


## 参 考

### <事業概要>

優れた製品・サービスを地方自治法施行規則に基づく製品として認定し、入札によることなく調達が可能となる政策目的随意契約制度を最大限活用し、スタートアップの製品サービスの公共調達促進を図ります。自治体間で相互に連携・協力しながら、スタートアップの情報を共有・カタログ化し、他団体で活用可能な仕組みを構築します。事業実施に当たっては、民間運営事業者と東京都が連携・協力し事業を推進します。

【参考：事業スキーム】



### <政策目的随意契約制度>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号（新製品の生産又は新役務の提供により、新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者から、競争入札によらず随意契約で製品・サービスを調達できることを定めた規定）に基づく都における認定制度